

第3回定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成30年11月28日(水)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食組合会議室
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回第2回定例教育委員会会議録の承認について
 - (1) 議決事項
 - 議案第5号 藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書について
 - (2) 報告事項
 - 報告第5号 平成29年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算について
 - (3) その他
 - ・学校給食費の滞納対策について
 - ・アレルギー対応の徹底について
- 4 出席者

教育長	多田 実
委員	藤本 英生
委員	桑野 聡史
委員	新子 寿一
- 5 欠席者

委員	山崎 裕行
----	-------
- 6 点検評価委員 眞木 優子
- 7 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課長
柏原市教育委員会事務局 学務課長

- 8 事務局出席者
- 給食課長
 - 給食課長代理
 - 給食課主幹
 - 給食課庶務係長
 - 給食課副主査

午前10時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長

おはようございます。本日は大変お忙しい中、第3回定例教育委員会会議にご出席いただきましてありがとうございます。平素は学校給食に多大なご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。また本日は山崎委員が急遽、ご欠席とご連絡をいただいておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定によりまして、過半数以上の委員が出席されておられますので、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。第3回定例教育委員会会議次第、前回第2回定例教育委員会会議録の写し、資料1「教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)(対象年度:平成29年度)」、資料2「学校給食組合歳入歳出決算書」でございます。その他の案件といたしまして、「学校給食費の滞納対策について」、「アレルギー対応の徹底について」、「学校給食費の改定について(案)」の追加資料がございます。何か不足等はありませんでしょうか。

なお、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしており、録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

それでは、多田教育長よろしく願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまより案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。

それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の「会議録の署名委員」でございますが、「新子委員」よろしく願いいたします。

続きまして、前回「第2回定例教育委員会会議の会議録の承認について」でございます。すでにお目通しをさせていただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございます。ご承認ということで承ります。

それでは次第に従って進めさせていただきます。お手元の会議次第（1）議決事項、議案第5号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書の承認について」ご審議をお願いします。

本日は「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書」の評価を、昨年度に引き続きお願いしております園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授の眞木優子評価委員にご出席していただいております。先生には学識経験者として評価委員をお引き受けいただきましたことを、心より感謝申し上げます。併せて本日は大変にお忙しいところご出席くださり、重ねて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

平成29年度の事務及び事業について、まず教育委員会自らが点検評価を行い、その結果を評価委員の眞木先生に客観的な視点からご評価をいただき、今後の教育委員会の取り組みに活かしていきたいと考えております。それでは眞木先生、どうぞよろしく願いいたします。

○評価委員

眞木と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

学識経験者の意見ということで、お手元の資料1「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）（対象年度：平成29年度）」の23ページから27ページにわたって、述べさせていただいております。全体としまして、昨年度に意見させていただいた課題や提案について、非常に適切に対応されておりまして、また対応に向けての取り組みがなされていることを評価いたしたいと思っております。

まず23ページの（1）安心安全で衛生的な学校給食、1）施設・設備の老朽化の対応についてですが、平成28年度に引き続き、平成29年度も計画的に予算を確保して施設設備の更新、改修、修繕等を行っている点は、調理作業面での安全性や衛生面について一定の確保はされており、評価することができると思われれます。しかしながら施設全体の老朽化については未対応ということでした。耐震性の問題や夏場の熱中症対策も含めて、藤井寺市・柏原市の関係部署と協議をスタートされたということですので、国の補助金制度等の活用や、工事方法についても他市の例を参考にしながら十分研究し、最善の方向で方策を練られることを期待しております。

次に2）学校給食の危機管理についてですが、昨年度に引き続き平成29年度も食中毒事故の防止策として保健所による衛生監視、調理従事者の日常的な健康状態の把握や研修等が行われています。また作業内容においても、HACCPに基づいてしっかり対応されており、食中毒発生件数ゼロということの評価させて

いただきたいと思います。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、夏場の熱中症対策としては不十分です。ネッククーラーを試験的に導入して対応されているということですが、気温が37℃にもなるような昨今では、やはり対応が追いつかないところもありますので、老朽化対策も含めて施設整備の改善を検討していただければと思います。

ノロウイルスについては、平成29年度の検便検査で2名の調理従事者に陽性反応が出たため、10日間の自宅待機を指示し、10日後の再検査で陰性になるまで出勤させない等、適切に対応されています。しかし、調理従事者からの食品への汚染、施設外で感染するというケースも見られますので、しっかり注意していただきたいと思います。年末年始の休み明けに起こったこととかがいきましたので、特に気が緩みがちになる長期休業に入る前にも、手洗いの励行や家庭においても感染源となるような食材を食べない等の注意喚起をして、今後も十分に未然防止に努めていただきたいと思います。

異物混入については、社会的な現状としてより厳格に対応する必要性が求められています。平成29年度は「異物混入ゼロ」を目標に、新たな取り組みとして配缶開始前にも衣服のローラー掛けを行うなど徹底されています。その結果、発生件数は平成28年度の50件から平成29年度は38件、うちセンター由来のものは13件と減少しており、改善が見られたと考えられます。平成30年度も「異物混入ゼロ アゲイン」を目標に取り組まれるということですので、ぜひ発生件数ゼロになるように努めていただきたいと思います。

次に24ページの3) 学校給食の衛生管理についてですが、センターでは事務局・栄養士・調理員による業務連絡会を開催されております。このように全職員が連携して取り組んでおられるということで、自己の体調管理や異物混入に対する注意、食中毒防止について知識の定着や意識の向上が図られていると思います。ぜひ今後も連携して進めていっていただきたいと思います。平成30年度の夏期研修で視察研修を実施され、地域の有名な食品製造工場に見学に行かれたことは効果的な取り組みであり、他の機関での安全衛生管理面を知ることができたと考えられます。他業種での衛生管理もしっかり把握して、今後もモチベーションを保っていただければと思います。

各学校での取り組みとしては、平成28年度は給食配膳係にエプロン・マスク・三角巾の着用がなされていない学校がありましたが、平成29年度ではその着用率が上昇しました。しかし、まだすべてが実施できていない学校もあるということですので、ぜひ改善していただきたいと思います。

次に(2) 保護者・学校・給食センターとの連携、1) 食育の取り組みについてですが、毎年給食センターの施設見学や給食試食会には、多くの学校の児童や保護者が参加されており、参加状況は良好であるとうかがっております。保護者に給食を体験してもらうことは家庭での食育にも効果的なので、継続して開催していただきたいと思います。平成29年度からセンターに見学に来なかった学校へ栄養教諭が訪問し、食育を行ったことは効果的だったと考えますので、評価したいと思います。

また27ページの「学識経験者の総括意見」の中央部分で述べさせていただいておりますが、食育の取り組みや全体的な献立の内容に関して、平成29年度には行政の負担による地場産物の購入費用を予算化できたということです。大変画期的であり、給食献立内容の拡充ができることはもとより、地場産物のPRにも

なるので地域活性化も期待できます。今後も地場産物の種類や内容の拡充をされることが望まれると思います。さらに先ほどの研修の部分とも重なりますが、地域振興施策の一環で、研修先の近隣の食品工場等から格安で提供を受けられるように交渉し、給食献立の食材として採用する等、食育面の産官の連携を図ることも検討されてみてはどうでしょうか。

他に食育の問題としましては残菜の問題がありますが、調査方法の改善を図っていただき、正確な残菜量を把握すると共に、残菜量を減らす方法を考えていただきたいと思います。中学校で実施されている「レシピにチャレンジ」等で、生徒自身が考える献立をさらに採用されることも効果的な取り組みと考えておりますので、今後も継続して実施していただきたいと思います。

25ページに戻りまして、2) アレルギーの対応についてですが、学校生活管理指導表の提出を必須とされたことは「学校のアレルギー疾患による取り組みガイドライン」に沿っており、この実施は良かったと思います。食物アレルギーは命に関わる大変重大なものであり、今後も個々のアレルギー対応について、丁寧に慎重に取り組んでいただきたいです。現在、食物アレルギー対応マニュアルの策定中とかがっておりますが、藤井寺市・柏原市あわせて26校の対応について、共通様式による統一した流れとして標準化することは重要であると考えております。今後はアレルギー対応の取り組みのみならず、食育の推進においても、一層職員が協力して取り組んでいただくようお願いしたいと思います。特に献立表の記載ミス、配膳ミス等が大きな事故につながりますので、事後対策も含めてしっかりと対応を図っていただきたいです。

次に26ページの(3) 学校給食費の滞納問題、1) 滞納給食費の対応と対策についてですが、平成28年度に再整備された台帳に加えて、平成29年度には支払督促の経過表等の資料や滞納保護者への対応マニュアルを充実されています。今まで郵送だけで行っていた催告等ですが、初めて滞納保護者宅を訪問し回収に努められ、実際に返済があり、一定の成果があったように思われます。今後も粘り強く、給食費滞納抑制に取り組んでいただきたいと思います。さらに初めて滞納保護者に対して、簡易裁判所への支払督促申立による法的措置を実施されたことは、大きな意義があったと思われま。滞納抑止につながることで、今後もホームページ等で一連の経過を公開していただきたいと思います。

給食費の公会計化の導入については、私会計での対応が難しいということであれば、今後、公会計での対応も併せて検討していただければと思います。

次に(その他)の2点目についてですが、保護者から徴収している学校給食費は、ほぼ食材の購入費のみに充てられています。近年の異常気象等によって食材が高騰しており、今までと同じような給食献立を提供できるのかという不安があります。必要なエネルギーと栄養を満たす「安心安全でおいしい給食」を安定して提供するためには、保護者の経済的負担も十分に考慮したうえで、学校給食費の値上げ等を検討する必要があると思われま。もし、市の補助金等で対応していただけるのであればぜひ助成していただきたいと思われま。

以上になりますが、これから冬場になりますのでくれぐれもノロウイルスに注意し、食中毒が出ないように徹底して衛生管理を行っていただきたいと思われま。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

た。

○教育長

眞木先生、ありがとうございました。それぞれの項目で詳しく大変分かりやすく、また内容によっては厳しいご指摘もいただいたと思っております。委員の皆様、せっかくの機会ですので何かご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

今いただいた眞木先生のご意見を今後の事務・事業に活かしてまいりたいと思っております。

それではただいまの眞木評価委員のご意見を付して、議案第5号「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書の承認について」ご承認をいただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。ただいまご承認をいただきました。

評価委員の眞木先生におかれましては、この後に他に公務があるとうかがっております。これをもってご退席をいただきます。眞木先生、本日は大変にありがとうございました。

○評価委員

ありがとうございました。

○教育長

それでは引き続き、議事を進行させていただきます。

「(2) 報告事項」にまいります。報告第5号「平成29年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算について」事務局、よろしくお願いいたします。

○給食課庶務係長

それでは、歳入歳出決算についてご説明させていただきます。お手元の資料2「平成29年度藤井寺市柏原市学校給食組合歳入歳出決算書」をご覧ください。この歳入歳出決算につきましては、11月7日の組合議会第2回定例会におきまして認定をいただいております。表紙をお開きください。平成29年度の決算につきましては、平成30年7月17日に監査を受けまして「歳入歳出決算審査意見書」をいただいております。

こちらの意見書の中央部分、「1. 平成29年度の歳入歳出決算」をご覧ください。歳入決算額が5億7,824万7,915円、歳出決算額が5億7,403万9,158円、歳入歳出差額の420万8,757

円は翌年度へ繰越としております。

1ページめくっていただきまして、歳入の分担金は5億5,542万1,000円でございます。平成28年度と比較いたしまして6,870万6,000円の減となっております。これは主に職員の退職手当の減によるものでございます。組合債の増は、平成29年度に学校教育施設等整備事業債として借り入れた食器洗浄機の購入に伴う地方公共団体金融機構からの借入によるものでございます。

1ページ戻っていただきまして、歳出につきましては、教育費の教育総務費の決算額は4億9,331万5,339円でございます。この金額につきましては、組合全体の歳出合計5億7,403万9,158円のうちの約86パーセントを占めております。内訳につきましては、あとの(7)ページから(9)ページに記載しております。

2ページめくっていただきまして、歳出の③教育費につきまして記載しております。退職手当以外のパート調理員雇用賃金を含めた人件費総額は平成29年度が3億820万4,378円、平成28年度が3億106万1,727円となっております。714万2,651円の増でございます。退職手当につきましては平成29年度は退職者がおらず、皆減となっております。

需要費は平成29年度が7,186万2,488円、平成28年度が7,158万4,780円となっております。27万7,708円の増でございます。これにつきましては、主に修繕料が増加したことによるものでございます。

委託料は平成29年度が8,641万8,078円、平成28年度が7,900万6,752円となっております。741万1,326円の増でございます。これにつきましては、主に学校給食の配送委託料における長期継続契約の更新に係る入札の結果により増、及び学校給食費滞納対策の訴訟費用にかかる弁護士委託料の皆増によるものでございます。

備品購入費は平成29年度が2,237万9,284円、平成28年度が647万6,932円となっております。1,590万2,352円の増でございます。これにつきましては、主に老朽化した食器洗浄機1台を買い換えたことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが平成29年度歳入歳出決算のご報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。過日、組合議会においてご承認をいただいたということでございます。前年度との変更の部分、金額の増減の部分についての説明も併せてしていただきましたが、特にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは報告事項を終わらせていただきます。

続いて「(3) その他」にまいります。まず1点目「学校給食費滞納対策について」事務局、説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは学校給食費の滞納対策について、本日追加で配付させていただきました資料「学校給食費の滞納対策について」をもとにご説明させていただきます。

まず平成29年度に実施いたしました法的措置の進捗状況ですが、前回8月の教育委員会会議でもご報告をさせていただきましたが、給食費を滞納している保護者に対しまして、昨年12月5日に弁護士を通じ羽曳野簡易裁判所に8件の支払督促の申立てを行いました。その後、法に基づく手続きが進みまして、4名につきまして仮執行宣言が確定し、債務名義を取得しております。

債権が確定しております4名のうち、現在就学援助を受給しております1名を除きます3名につきまして、法的措置の経過説明と返済意思の確認の為、先月から自宅訪問を実施しているところでございます。

そのうちの1名は、全額支払いの意思を示され、誓約協議が整い、今月末に一括返済をしていただける予定でございます。残る2名につきましても、生活状況や返済意思の確認等を丁寧に行いたいと考えており、何とか話し合いの場を設けようと、電話をはじめ再三の自宅訪問を重ねまして、訪問不在票等を郵便受けに投函しておりますが、現時点ではコンタクトがとれておりません。今後も何らのご連絡等もなく、また返済の意思を示されない場合は、弁護士とも十分協議をさせていただいて、差押え等による回収の可能性も見極めながら、可能であれば法に基づく手続きを進める予定としております。

続きまして、今年度（平成30年度）に実施する法的措置の予定でございますが、昨年度と同基準の「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」に基づき支払督促申立を実施いたします。

なお10月1日時点では、4名の保護者の方が対象となっておりますので、生活状況や支払い意思の確認等を行うために、通告書等を持参のうえ、先月から自宅訪問を実施しているところでございます。

そのうち1名の保護者とは後日、給食センターで話し合いの場を設けることができ、分割支払いによる協議が整い、今月末から返済の予定となっております。残る3名の保護者につきましては、通告の期限であります11月15日までに納入または納入に関する何らかの相談がなかったことから、同年12月3日以降に羽曳野簡易裁判所への支払督促を申し立てる旨の再通告を行っております。

平成29年度からのこのような法的措置を含む一連の滞納対策の取り組みにおきまして、それまで全く無反応であった保護者の方から返済をいただけたということは、大きな成果であると考えております。

ただ29年度と比較しますと、対象者は減っておりますが、滞納総額が減っているわけではございませんので滞納抑制の取り組みを継続し、適正な給食運営を図っていきたいと考えております。また、これらの過程におきましては学校と密に連絡をとり、状況の把握に努め、学校と保護者、また児童生徒と学校の繋がり

に細心の注意と配慮をしながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、学校給食費滞納対策につきましてご報告をさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。この滞納対策については粘り強い取り組みをしていただいて、一定の成果をあげていただいていると思います。

この件につきまして、ご質問等があればよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。それでは今後も、引き続いて取り組みをお願いします。

続いて「(3) その他」案件の2点目「アレルギー対応の徹底について」事務局、説明をお願いします。

○給食課長代理

こちらも本日追加で配付させていただきました資料「アレルギー対応の徹底について」をもとに、経過報告と今後の対応につきまして、ご説明させていただきます。

食物アレルギーにつきましては、近年、多様な食材に何らかの食物アレルギーを持つ児童生徒が増加しております。藤井寺市・柏原市あわせて約1万人の児童生徒のうち、学校給食で対応している児童生徒は130人以上となっております。アレルギー対応の流れといたしましては、まず学校において、食物アレルギー調査表により食物アレルギーを持つ児童生徒であることが把握できましたら、医師の診断によりまず学校生活管理指導表を用いて、保護者・学校・組合教委によりまず3者面談を行っております。その面談の結果、アレルギー対応献立表による対応が決定した児童生徒にのみ、アレルギー対応献立表を学校にデータで送付しているという流れでございます。

この手順に基づき対応してまいりましたが、平成30年度に送付いたしましたアレルギー対応献立表に資料のとおり4件の記載ミス事案があり、学校をはじめ、保護者の方々に多大なご心配、ご迷惑をお掛けいたしました。

いずれの事案につきましても、認識不足や失念による記載洩れ、確認洩れが原因となっておりますが、重篤なアレルギー事故が発生していた可能性があり、事態の重大さに鑑み、責任を痛感いたしております。

本件のような誤りを今後、二度と起こさないようにするため、再発防止の検討チームを立ち上げ、早急に対策を話し合っているところでございます。

現在、話し合っております今後の対策といたしましては、食物アレルギーへの対応は、児童生徒の命に係

わる極めて重要な業務であることを職員一人一人が改めて再認識するとしております。また、食物アレルギー対応献立表の作成手順、確認手順を作成しまして、それぞれの担当者が確認する事項を明確にいたします。また、最終のアレルギー会議までに栄養士全員がすべての項目につきまして、確認を行っていたことを改め、栄養士2名1組で担当箇所の確認を行います担当者制を設ける方法に改善しております。この役割は1年間同じとし、最終のアレルギー会議への参加者は、それぞれの役割を持って出席し、抜け目ないアレルギー献立表を完成させるものとしていたします。

個々の対策といたしましては、業者との物資に関わるやりとり等は必ず2名以上で対応いたします。また口頭でのやりとりを避け、文書を中心に行います。やむを得ず、電話等でのやりとりとなる場合は必ずメモを残し、新たに設置する連絡ボードに書き込むこととしております。なお連絡ボードの内容は、必ず栄養士全員が確認のサインをした後、データとして保存いたします。また物資の契約内容等が変更となる場合は業者にその事由を文書で提出させ、情報を共有することとしております。もし年間契約及び学期契約物資について、契約期間中に製品仕様等が変更となる場合は契約を打ち切りとし、打ち切り以降に献立として採り入れる際には再度入札を行います。

現時点での改善事項につきましては以上のおりでございますが、今後も引き続き、対策検討会議を継続いたしまして、より良い方策、より確かな対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、食物アレルギー対応の徹底につきまして、ご報告をさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。今、報告がありましたように食物アレルギー対応献立表の記載ミスという事案が発生したということです。一つ間違うと命に関わることです。さきほど評価委員の眞木先生のご意見にもございましたが、このようなことは絶対にないようにしなければならないと思っております。

ただいまの報告から、再発防止についてはチェック体制として2名で対応し、文書での伝達や連絡ボードの設置等、さまざまな視点から改善策を講じていただいているということです。

委員の皆様、特に今の件で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

大変重要な問題でございますのでチェック体制を確立して再発防止を徹底すると共に、事後対応についても、もし今後こういうことが起こったケースも含めて、藤井寺市・柏原市の両市教育委員会とも十分に情報並びに課題を共有していただいで連携して取り組むように、ぜひとも組合教育委員会、両市教育委員会にもお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは最後の案件「学校給食費の改定について」事務局、説明をお願いします。

○給食課長

学校給食費の改定につきまして、ご説明させていただきます。お手元に資料「学校給食費の改定について（案）」ということで、両市の小学校・中学校の保護者あての通知文書案を本日追加で配付させていただいております。前回の第2回定例教育委員会会議におきまして、学校給食費の改定については「最小限度でやむなし」とご承認をいただきました。その内容につきましては保護者に丁寧に説明を行って、ご理解・ご協力を賜るという流れで進めていくようにとご指示もいただいております。それに基づきまして、このような保護者あての通知文書を作成しているところでございます。この通知文書は入学説明会が始まる来年2月頃に、両市小学校・中学校の保護者へ各学校から配付していただけるように考えております。

なお、こちらの内容につきましては保護者や両市民に関わることとなりますので、この12月議会の期間中に両市議会議員にお知らせをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。保護者には、来年2月に文書でのお知らせと考えておりますので、併せてよろしくお願いたします。

○教育長

ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたように、両市議会へもこの旨を伝えさせていただいてご理解をいただくということでございます。

委員の皆様、今の件で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。では事務局、引き続き対応をよろしくをお願いします。

それでは以上をもって、本日予定の案件がすべて終了しました。円滑なご審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもって第3回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前10時43分